

休眠預金活用事業の運営に関する社内委員会規程

施行：2025 年 7 月 25 日

（目的）

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という）による休眠預金活用制度に基づく資金提供事業において、当会社が行う出資・助成に関する意思決定の妥当性及び中立性を確保するため、休眠預金活用事業の運営に関する社内委員会（以下「休眠預金活用運営委員会」という）の設置及び運営に関する事項を定める。

（構成）

第 2 条 休眠預金活用運営委員会の構成員は、次のとおりとする。

- ・代表取締役（代表取締役が他の取締役に休眠預金活用事業に関する権限を委譲した場合は、当該他の取締役）：1 名
- ・休眠預金活用事業を担当する部門の執行役員：1 名
- ・休眠預金活用事業を担当する部門の部長又は室長（当該業務の実務責任者）：1 名

2 休眠預金活用運営委員会の構成員は、親会社の役員または従業員を兼ねていない者が 2 名以上を占めるものとする。

3 構成員が必要と認めたときは、前項の構成員以外の者を休眠預金活用運営委員会に出席させて、その意見又は説明を求めることができる。

（監査役）

第 3 条 監査役は、休眠預金活用運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

（開催）

第 4 条 休眠預金活用運営委員会は、決議・報告事項の発生の都度開催する。

2 休眠預金活用運営委員会の開催は、本店において開催する。ただし、必要ある場合には、他の場所で又は複数の場所において電話会議等の方法を用いて開催することができる。

（決議）

第 5 条 構成員の過半数の出席により休眠預金活用運営委員会は成立し、決議はその出席構成員の過半数をもって決議される。休眠預金活用運営委員会の決議をもって、職務権限規程に定める決裁が完了したものとみなす。

（決議事項）

第 6 条 休眠預金活用運営委員会は、会社法その他の法令に反しない限りにおいて、職務権限規程に定める取締役会の決裁を必要とする下記の事項について決議を行う。

- ① JANPIA からの助成金提供に関する資金提供に係る契約に関する事項
 - ② 助成団体への助成金の提供に係る契約に関する事項
 - ③ 助成団体への助成金の支払いに関する事項
- 2 前各号に附随する重要な意思決定事項

（執行）

第7条 休眠預金活用運営委員会の決定事項については、代表取締役が最終的な執行者として、契約その他の法的行為を行うものとする。

（議事録）

第8条 休眠預金活用運営委員会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録（電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

（事務局）

第9条 休眠預金活用運営委員会の事務局は休眠預金活用事業担当部署とする。

（所管及び改廃）

第10条 本規程の所管は休眠預金事業担当部署とし、改廃は取締役会の決裁による。